

令和6年度 多ノ郷市営住宅 入居者募集案内書

〔募集住宅〕

多ノ郷市営住宅 1号棟

多ノ郷市営住宅 2号棟

〔申込受付期間〕

令和6年4月1日(月)～ 令和7年3月31日(月)

※土日・祝日・年末年始除く

午前9時 ～ 正午 ・ 午後1時～午後5時

〔受付場所〕

須崎市 住宅・建築課(市役所本庁舎2階)

〒785-8601 須崎市山手町1番7号 TEL 0889(42)5692

申込みの際には、
この案内書の記載事項を
必ず確認してください。



目次

2 ページ	募集住宅一覧
3 ページ	申込みから入居までの流れ
4 ページ	申込資格
5・6 ページ	必要書類
7・8 ページ	入居申込の受付（先着順）
9・10 ページ	収入額計算式・控除一覧表・計算例
11 ページ	注意事項

用語

申込者

入居後、住宅の名義人になる人のこと。

同居しようとする親族

申込者の3親等以内の親族、事実上婚姻関係にある人や婚姻予定の人。

入居希望者

申込者及び同居しようとする親族の全員のこと。単身の場合は、申込者のこと。

入居者

住宅への入居が決まった申込者と同居しようとする親族。単身の場合は、申込者のこと。

募集住宅一覧

募集住宅の空き状況については、須崎市ホームページを確認していただくか、住宅・建築課までお問い合わせください。

住宅名棟	所在地	間取りと設備	令和6年度 使用料(月額)
多ノ郷市営住宅 1号棟	多ノ郷甲1139番地140	和室2・ DK・駐車場	20,000円
多ノ郷市営住宅 2号棟		和室3・ DK・駐車場	25,000円

- 構造は鉄筋コンクリート5階建。
- 個人住民税が非課税の世帯は申請することにより、使用料が減額される減免を受けることができます。
- 駐車場は各部屋に対し、1台分のみ駐車可能です。

申込みから入居までの流れ

次の予定で、入居者を募集、決定します。

4月1日（月）～ 随時

入居希望者は、申込書等の必要書類を住宅・建築課に提出してください。

申込から2週間程度

住宅・建築課が、提出書類の確認や記載内容に関する調査などを行います。

申込後2週間以降

入居者が決定した住宅について、決定通知を郵送します。

入居者は、入居先の現地確認を行ってください。

また、保証人に関する書類等の提出や敷金（住宅使用料3カ月分）の支払いなどの手続きを行ってください。

申込後4週間以降

入居開始。

※市民課にて住所変更の手続きを行い、変更した住民票を住宅・建築課に提出してください。

※ 入居前の住宅修繕の状況や書類の手続きにより、現地確認や入居開始の時期が変動する場合があります。

申込資格

申込みには、下記の（１）から（６）までのすべての条件を備えていることが必要です。

（１） 現に住宅に困窮していることが明らかな人であること。

入居希望者が持ち家（共有名義の建物も含む。）を所有している場合は、申込みができません。差押えや正当な事由による立退要求などにより、その住居に居住できなくなった場合を除きます。

入居希望者に須崎市の公営住宅の名義人がいる場合は、申込みができません。

（２） 入居希望者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。

入居後に暴力団員であることが判明したときは、住宅の明渡し請求の対象となります。

（３） 確実な連帯保証人があること。（入居時に連帯保証人が必要）

連帯保証人は、請書への署名、印鑑登録証明書や所得証明書などの証明書の提出が必要です。

（４） 入居希望者・連帯保証人の市税完納証明書を提出できること。（入居時に提出）

以前に須崎市の市営住宅、改良住宅に住んでいたことがあり、現在も公営住宅使用料に滞納がある場合は申込みができません。

（５） 収入額が、259,000円以下であること。

収入額は、入居希望者全員分の年間所得を合計し、各種控除を行い、それを12カ月で割って算出します。計算方法は9・10ページに掲載しています。

（６） そのほか、条例などで定められた条件を満たすこと。

11ページの注意事項も確認の上、申込みを行ってください。

必要書類

下記の（１）から（３）までは必ず提出してください。

（４）以下のものは、入居希望者に該当のあるものや所有しているものを提出してください。提出がない場合は、入居者決定の際に不利になることがあります。

（１） 多ノ郷市営住宅入居申込書

記入例を確認の上、記載してください。

（２） 住民票謄本

入居希望者全員の住民票で、世帯主の氏名、続柄、本籍、筆頭者氏名が必要です。住民登録のある市町村で取得できます。
※結婚予定で申し込む場合は、双方の住民票が必要です。

（３） 令和６年度 課税証明書

入居希望者で、児童、生徒、学生を除く全員の課税証明が必要です。須崎市税務課又は令和６年１月１日に住民登録のあった市町村で取得できます。
※収入又は所得金額が０円でも必要です。
※令和６年度課税証明が発行できない場合は、住宅・建築課にご相談ください。

（４） 生活保護受給証明書

生活保護法による扶助費を受給中の人は、受給者全員の氏名を記入した福祉事務所発行の「生活保護受給証明書」を提出してください。
※令和５年１２月以前に生活保護受給となった場合は、(3)の課税証明書は不要です。
※令和６年１月以降に生活保護受給となった場合は、(3)の課税証明書も必要です。

（５） 家賃証明書

アパートなどに居住している人は、①②のいずれかを提出してください。
①最近の６カ月分の家賃領収書（コピーを提出）
②家賃領収書がない場合や家賃を支払う必要がない場合は、その旨を記載した家主の証明書（様式自由）

（６） 離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書

令和５年中に離職や退職をした給与所得者で、申込時に無職の場合は①②③のいずれかを提出してください。
①離職票（コピーを提出）
②雇用保険受給資格者証（コピーを提出）
③退職証明書（前勤務先の証明印が必要）

(7) 勤務先証明書

令和6年1月以降に就職した人は、勤務先の証明を受け提出してください。
証明書の様式は、住宅・建築課で配布しています。

(8) 婚約証明

婚約者との入居を希望する場合は、①②③のいずれかを提出してください。

①双方の両親等の婚姻予定証明書（様式あり）

②媒酌人の婚姻予定証明書（様式自由）

③結婚式場の申込書の写し

※証明者に婚姻の事実を確認することがあります。

(9) 身体障害者手帳

1級から4級までの手帳を有する場合、手帳のコピーを提出してください。

※確定申告や住民税の申告に用いる「障害者控除対象者認定申請書」は不要です。

(10) 精神障害者保健福祉手帳

1級から3級までの手帳を有する場合、手帳のコピーを提出してください。

※確定申告や住民税の申告に用いる「障害者控除対象者認定申請書」は不要です。

(11) 療育手帳

A1・A2・B1・B2の手帳を有する場合、手帳のコピーを提出してください。

(12) 戦傷病者手帳

手帳のコピーを提出してください。

(13) 被爆者健康手帳

手帳のコピーを提出してください。

(14) 海外から日本に引き揚げたことを証明する高知県発行の証明書

(15) ハンセン病療養所入所に関する証明書

ハンセン病療養所に入所していた又は入所している場合、療養所などの長がそのことを証明したものを提出してください。

(16) DVに関する裁判所の保護命令決定書、婦人相談所長の証明書等

DV関連法に基づく接近禁止若しくは退去命令が出されて5年以内の人又は保護等を受けた後5年以内の人は提出してください。

※そのほか必要に応じ、上記以外の書類の提出が必要になる場合があります。

入居申込の受付(先着順)

- ① 入居申込の際に、窓口にて書類に不備がなければ申込を受付します。なお、郵送で入居申込をする場合は、住宅・建築課で受領した日が受付日となります。(窓口・郵送共に添付書類の不足等がある場合は、すべての書類が揃うまで受付できません。)
- ② 原則として先着順となります。郵送の場合、申込を受領した時点で、希望する部屋にすでに他の入居希望者が申込をしている場合がありますのでご注意ください。
- ③ 郵送による申込書が同日に受領となった場合、各申込者にご連絡させていただき、希望物件の調整等をさせていただくことがあります。(調整ができない場合は、回転式抽選機による抽選を行います。)

優先的抽選による優遇措置について

抽選において、下記の「優遇措置を受けることができる要件」(1)から(11)までのうち1つに該当する申込者は、該当しない申込者に比べて当選する確率を2倍、要件に2つ該当する申込者は3倍、要件に3つ以上該当する申込者は4倍とする優遇措置が取られます。

(例)下記の4人の申込者があった場合、優先要件の多い申込者が入居する確率が高くなります。

3つ以上の要件に該当する申込者	⇒	抽選番号の玉を4つ	①②③④
2つの要件に該当する申込者	⇒	抽選番号の玉を3つ	⑤⑥⑦
1つの要件に該当する申込者	⇒	抽選番号の玉を2つ	⑧⑨
要件に該当しない申込者	⇒	抽選番号の玉を1つ	⑩

優遇措置を受けることができる要件

入居希望者が下記の(1)から(11)までに該当するか申込時の書類などで確認し、優遇措置を受けられるかどうかを決定します。

(1) 高齢者世帯

次の①②のいずれかに該当していること。

①申込者が単身者で、60歳以上の人である。

②申込者が60歳以上の人で、同居しようとする親族の全員が60歳以上の人又は、18歳未満の人である。

(2) 障害者

次の①②③のいずれかに該当していること。

- ①身体障害者手帳4級以上の交付を受けている。
- ②精神障害者保健福祉手帳2級以上の交付を受けている。
- ③療育手帳B1以上の交付を受けている。

(3) 戦傷病者

一定以上の戦傷病者手帳の交付を受けている。

(4) 母(父)子世帯

現在婚姻していない人と、その人の20歳未満の扶養親族から構成される世帯である。

(5) 子育て世帯

小学校就学前の人がいる。

(6) 多子世帯

18歳未満の人が3人以上いる。

(7) DV被害者

DV関連法に基づく接近禁止若しくは退去命令が出されて5年以内の人又は保護等を受けた後5年以内の人がいる。

(8) 原子爆弾被爆者

原子爆弾被爆者として認定を受けた人又は認定者がいる。

(9) ハンセン病療養所入所者

ハンセン病療養所に入所していた人がいる。

(10) 引揚者

海外から日本に引き揚げた日から5年以内の人がいる。

(11) 前回落選者

入居希望者に、前回又は前年度落選者（失格や辞退は除く。）がいる。

収入額 計算式

$$\left(\begin{array}{|l} \text{所得金額} \\ \text{同居しようとする} \\ \text{親族がいる場合は} \\ \text{合算した額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|l} \text{一般控除} \\ \text{38万円} \\ \times \\ \text{同居及び非同居} \\ \text{扶養親族の人数} \\ \text{基礎控除} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{|l} \text{特別控除} \\ \text{ひとり親控除} \\ \text{寡婦控除} \\ \text{障害者控除} \\ \text{特別障害者控除} \\ \text{老人扶養親族控除} \\ \text{特定扶養親族控除} \end{array} \right) \div 12\text{カ月} = \text{収入額}$$

控除一覧表

上記の収入額計算で控除できるものは、下記のとおりです。

区分	控除名	控除対象者	控除額
一般控除	同居親族控除	同居しようとする親族。	1人につき
	扶養親族控除	同居しようとする親族ではないが、所得税法上の扶養親族の対象として認められている人。	38万円
	基礎控除	申込者及び同居者で給与・年金所得等を有する人	1人につき 10万円 その人の所得が10万円未満のときはその額
特別控除	ひとり親控除	所得税法上のひとり親控除を受けている人 (現在、婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない者で生計を一にする子を有すること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 所得が500万円以下の人。)	1人につき 35万円 その人の所得が35万円未満のときはその額
	寡婦控除	所得税法上の寡婦控除を受けている人 (夫と死別、もしくは離婚後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で扶養親族と生計を一にする親族。 所得が500万円以下の人。)	1人につき 27万円 その人の所得が27万円未満のときはその額
	障害者控除	申込者または一般控除対象者の中で、心身障害があり、身体障害者手帳等を交付されている人。	1人につき 27万円
	特別障害者控除	申込者または一般控除対象者の中で、重度(身体障害1~2級、精神障害1級)の心身障害がある人。	1人につき 40万円
	老人扶養親族控除	一般控除対象者で年齢が70歳以上の人。	1人につき 10万円
	特定扶養親族控除	一般控除対象者で年齢が16歳以上23歳未満の人。	1人につき 25万円

計算例

【例①】

家族構成：申込者（47歳）、妻（42歳）、子（17歳）学生、母（70歳）

申込者の所得金額	4,568,400円	（給与所得）
妻の	99,000円	（給与所得）
子の	0円	
母の	0円	

$$\{ (4,568,400 + 99,000) - (380,000 \times 3 \text{人} + 199,000 + 100,000 + 250,000) \} \div 12 \text{か月} = \underline{248,200 \text{円}}$$

所得金額合計 同居扶養親族控除 基礎控除 老人扶養親族控除 特定扶養親族控除 収入額

○収入額 248,200円 < 収入基準額 259,000円 …… **申込資格 あり**

【例②】

家族構成：申込者（48歳）、妻（45歳）、子（18歳）身体障害3級

申込者の所得金額	4,091,200円	
妻の	0円	
子の	0円	

$$\{ (4,091,200) - (380,000 \times 2 \text{人} + 270,000 + 250,000) \} \div 12 \text{か月} = \underline{234,266 \text{円}}$$

所得金額合計 一般控除 特別控除 収入額

○収入額 234,266円 < 収入基準額 259,000円 …… **申込資格 あり**

【例③】

家族構成：申込者（35歳）、妻（35歳）、子（9歳）小学生

申込者の所得金額	2,657,000円	（給与所得）
妻の	1,500,000円	
子の	0円	

$$\{ (2,657,000 + 1,500,000) - (380,000 \times 2 \text{人} + 100,000) \} \div 12 \text{か月} = \underline{274,750 \text{円}}$$

所得金額合計 一般控除 収入額

○収入額 274,750円 > 収入基準額 259,000円 …… **申込資格 なし**

注意事項

住宅について

- (1) 募集する住宅は、前住者が居住していた住宅であり、管理者が修繕した範囲での入居となります。
- (2) 住宅の設備は一般世帯向きです。バリアフリー対応ではありません。

申込みについて

- (3) 申込時に書類確認のため、聞き取りをする場合がありますので、原則として窓口へ直接提出をお願いします。(須崎市外にお住まいの方については、郵送での提出が可能ですが、電話による聞き取りをする場合があります。)
- (4) 必要書類に不備がある場合は申込みができません。
- (5) 夫婦の別居など、家族を不自然に分割した申込みはできません。
- (6) 申込書に虚偽の記載をした場合は、申込みを取り消します。入居日までに受付内容と変わった場合も、取消しの対象となる場合があります。
- (7) 提出書類は返却しません。
- (8) 常時の介護を必要とする申込者は、住宅にて介護を受けることができる場合は申し込むことができます。

入居について

- (9) 原則として先着順となります。ただし、審査や抽選の結果により、入居できない場合があります。
- (10) 入居が決定した場合、入居手続書類の提出と同時に、住宅使用料3カ月分の保証金(敷金)が必要です。また、連帯保証人が1人必要です。
- (11) 入居後は、毎月の住宅使用料のほかに、自治会で定められた共益費の支払いが毎月別途必要です。
- (12) 入居後、市民課で転居手続を行い、入居者全員の住民票を提出してください。
- (13) 犬や猫、そのほかの動物を住宅内で飼育することはできません。入居時の誓約書にも記載されます。
- (14) 駐車場は入居する部屋に対し、1台分のみ駐車可能です。車両を複数台お持ちの方は、個人で月極駐車場を契約するなどの対応をお願いします。